

新たな社会的養育システム機能構築 検討ワーキンググループ ヒアリングに向けた意見

- ヒアリング項目
1. 妊産婦(特定妊婦等)への対応について
 2. 母親支援機能を明確にすることについて

平成27年10月30日

全国母子生活支援施設協議会

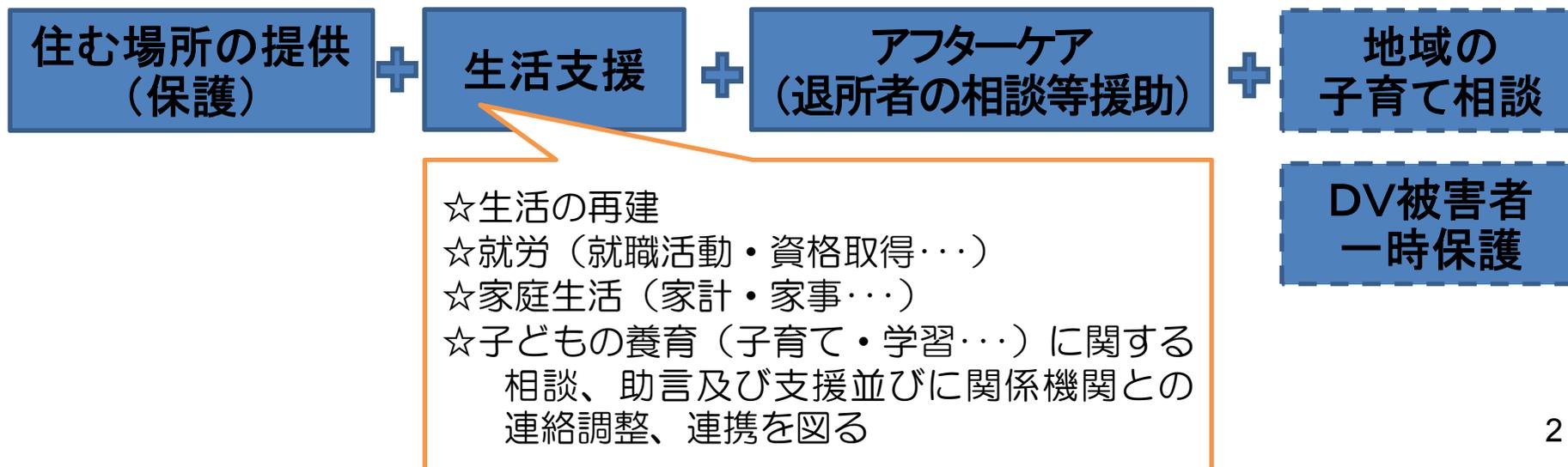
廣瀬 みどり(総務委員長)

渋谷 行成 (研修広報委員長)

はじめに

母子生活支援施設は、児童福祉法第38条に規定された母と子が家族単位で一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設である。

○母子寮から母子生活支援施設へ(平成9年 児童福祉法改正 等)



1. 妊産婦(特定妊婦等)への対応について

(1) 妊娠期からの支援は虐待予防に効果的である

- ① 妊娠期から出産、産後までの心身が不安定となる時期に、母親が孤立しない支援が必要。
- ② 児童虐待予防の点からも、妊娠から出産、産後のケア子育て支援等、母子生活支援施設で切れ目のない支援を提供することにより虐待予防につながる。
- ③ 喜ばれ産まれてくる環境をつくるのが、虐待防止につながり、母と子を一緒に支援することが大切である。母子生活支援施設はそうした支援が可能な機能を持っている。
- ④ 若年妊婦への支援には、妊娠早期からより深い関係性の構築を図ることが必要。

(2) 妊産婦の一時保護について

- ①平成23年度より、支援を行うことが特に必要と認められる妊産婦については、婦人相談所による母子生活支援施設の一時保護委託が可能となっているが、一時保護の委託元である婦人相談所は基本的に都道府県に1か所（東京、愛知は複数）となっている。福祉事務所による一時保護委託など母子生活支援施設につながりやすい仕組みが必要である。
- ②一時保護委託の後も、同施設に入所することができれば、妊娠期から出産後の子育てまで連続して、同じ職員が母子に寄り添い支援をすることが可能となる。

2. 母親支援機能を明確にすることについて

(1) 母子生活支援施設の機能

～家族関係の再構築支援について～

①母子分離を回避し、家族関係を修復する

* 母子生活支援施設では、虐待を受け危機的状況にある子どもとその家族に対し、母子分離を回避(家族での生活を維持)し、家族関係の修復に向けた支援を実施している。分離することなく、家族関係そのものを修復できる母子世帯も多くみられる。

* 虐待の影響を受けた子どもに対しては、濃密な人間関係の中で大切にされる体験を積み重ねる自己肯定感回復への過程を支援している。

②家族関係再構築(分離された母子が家庭復帰する)ケースでの支援

* 再構築の過程で起きる「母親への不信感」や「怒りや悲しみ」等の再燃や母子関係の葛藤が再現する場面でも、子と母の気持ちに寄り添いながら、両者の関係調整を実施することが母子生活支援施設では可能である。

* 分離された母子が家庭復帰するなどのケースでも、関係機関との連携を図りながら、安全・安心な環境のもとで、虐待の再発を防止し、家族関係再構築と、それを維持するための支援を行っている。

3. 母子生活支援施設の現状と課題

(1) 現状

母子生活支援施設は、「母と子が共に生活しながら支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」として安全安心な生活環境を保障し、自立に向けたさまざまな支援を行っている。

- ①母子生活支援施設を利用する場合には、利用者の住民票がある市町村の福祉事務所にて利用契約を結ぶ必要がある。
- ②入所中や退所後の生活に関する自立支援計画は、福祉事務所と母子生活支援施設が策定し見直しを行う。
- ③DV防止法や売春防止法に基づく一時保護や一時保護委託は、婦人相談所が行う。
- ④児童相談所による一時保護委託は法定化している。
(児童福祉法第33条)

(2) 課題

- ①児童相談所・婦人相談所からの入所経路がない。他の社会的養護施設と異なっている。一部、児童相談所の一時保護委託は法定化されているが、その一時保護委託は十分活用されていない。
- ②入所時に福祉事務所が退所時を決定することにより、母子の抱える課題や状況に対応した入所期間になりにくい。
- ③母親の自立支援計画の策定については、児童相談所の関与がない。

【参考】私たちのめざす母子生活支援施設 (ビジョン)の提言内容(概要)

全国母子生活支援施設協議会
私たちのめざす母子生活支援施設(ビジョン)策定特別委員会

(委員長 山崎美貴子 氏)平成27年5月策定

①母子生活支援施設における総合性・包括性・地域性について

(1) インケアを包含した総合的包括的支援の拠点として

(2) 地域の中の母子生活支援施設～「切れ目のない支援」の提供

施設のインケアも地域支援の連続としてとらえることが必要です。そこで、地域のひとり親家庭の実情をとらえ、アウトリーチして支援を提供すると共に、地域の他の社会資源を組み込んだネットワークによる「切れ目のない支援」を提供することを目指します。そこには産前・産後期から子育て期、子どもの自立期までの一貫した「切れ目のない支援」も含みます。

(3) 支援の専門性

(4) 家族関係再構築支援

虐待等の理由で一時的に児童養護施設等の施設に入所している子どもとその母が同居し、支援や見守りを得て、安全・安心できる生活を共に過ごし、家族関係再構築を達成できるよう支援する。親子分離に至らないよう弱体化・機能不全に陥った家族関係を生活の中で結び直すことを支援します。

(5) 「自立」をめざす支援

②切れ目のない支援について

(1)切れ目のない支援の必要性

(2)現時点における母子生活支援施設のアウトリーチの具体事例

コラム:チャーハンの会

③家族関係の再構築支援について

(1)母子分離に至らない段階での支援

虐待を受け危機的状況にある子どもとその家族に対し、母子分離を回避し、家族関係の修復に向けた支援が求められます。

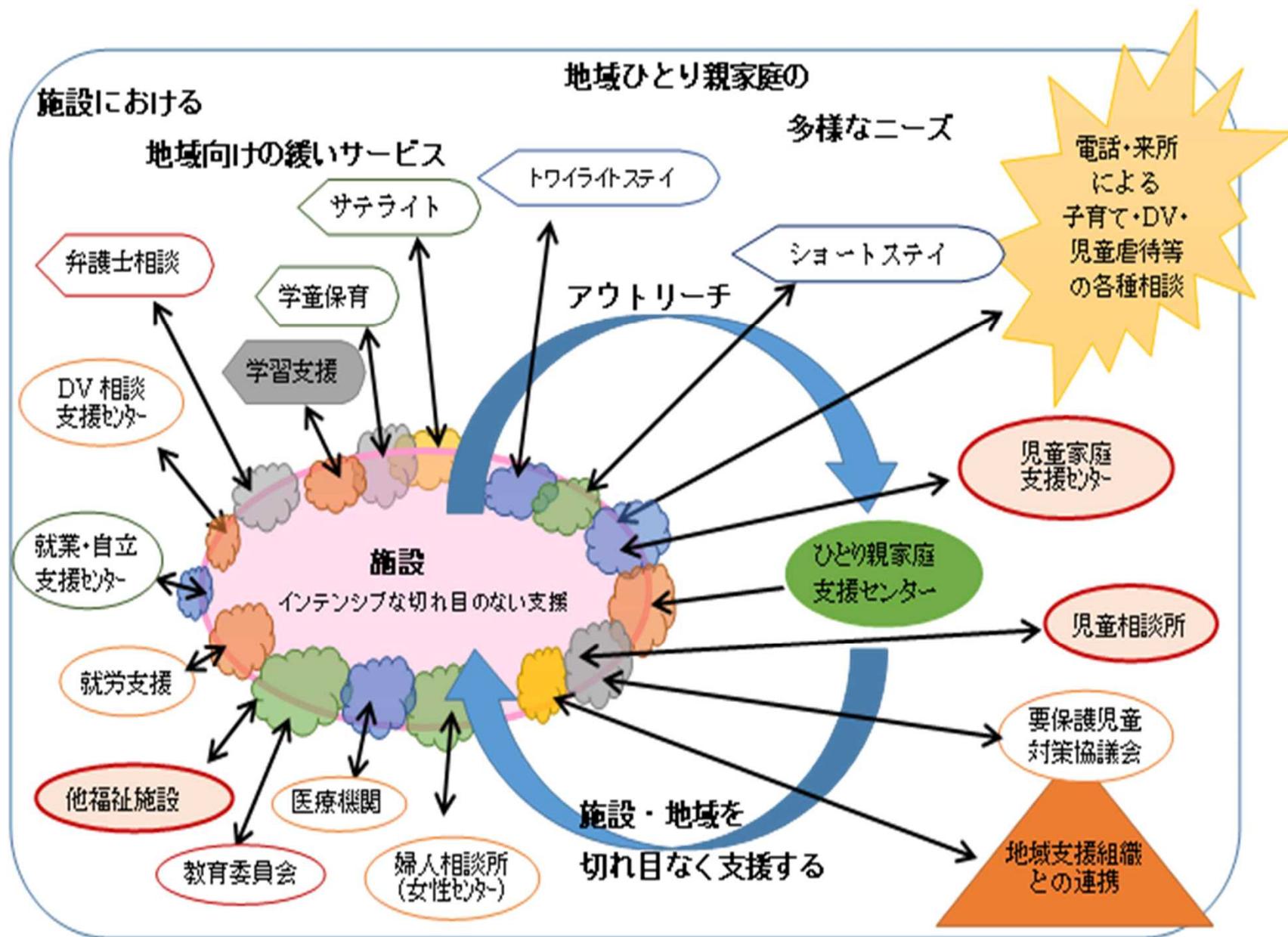
(2)家族関係再構築(分離された母子が家庭復帰する)場面での支援

分離された母子が家庭復帰する時も、子と母の気持ちに寄り添いながら、両者の関係調整を実施し、関係機関との連携を図りながら、安全・安心な環境のもとで、虐待の再発を防止し、家族関係を再構築・維持する支援が求められます。

④母子生活支援施設の近未来に向けて～アウトリーチの拠点を目指して～

(1)アウトリーチを含む支援サービスの拡充に関して

母子生活支援施設が現在もさまざまなアウトリーチを行っています。サテライト(小規模分園型母子生活支援施設)、ショートステイ(子育て短期支援事業)、トワイライトステイなどはその代表的なものですが、これらの支援も父子家庭を含むひとり親家庭のニーズに合わせて展開することが必要と考えます。



アウトリーチの概念図